

関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る  
環境影響評価書に係る確定通知について

平成22年2月5日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

当省は、関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、関西電力株式会社に対し、本日、変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。

また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書（写）を環境大臣あて送付する。なお、確定通知を受けた関西電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき兵庫県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1ヶ月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成19年 5月16日 |
| 住民等意見の概要受理  | 平成19年 7月 9日 |
| 兵庫県知事意見受理   | 平成19年10月 5日 |
| 経済産業大臣勧告    | 平成19年11月 6日 |
| 環境影響評価準備書受理 | 平成21年 3月26日 |
| 住民等意見の概要受理  | 平成21年 5月21日 |
| 兵庫県知事意見受理   | 平成21年 9月28日 |
| 環境大臣意見受理    | 平成21年12月 4日 |
| 経済産業大臣勧告    | 平成21年12月18日 |
| 環境影響評価書受理   | 平成22年 1月12日 |

問合せ先：電力安全課 吉田、河合  
電話03-3501-1742（直通）  
03-3501-1511（代表）  
4921（内線）